



# 沢辺税理士事務所通信

令和 7 年 1 月 1 日号

NO. 131

## ※※※ 103 万円の壁は 123 万円に後退したが… ※※※

年末に令和 7 年度税制改正大綱が閣議決定され、103 万円の壁は崩壊しました。具体的には基礎控除が 48 万円→58 万円（ただし住民税の基礎控除は 43 万円のまま）に、給与所得控除が 55 万円→65 万円に改正され、**給与所得のみの場合は年間 123 万円までの収入につき所得税が本人非課税、かつ配偶者・扶養者の税金上の扶養に入ることができるようになりました。**

この改正は令和 7 年から適用されます（源泉徴収税額の変更はなぜか令和 8 年から）ので、今年から早速働き方が変わることになるはずですし、日本経済としても「年間給与 20 万円×パート・アルバイト労働者数」分の労働力が創出されるわけで、労働力不足の解消にも繋がるはずなのですが…。

だがしかし！今までも配偶者の年間給与収入が 150 万円以下（令和 7 年以降は改正により 160 万円以下）の場合、配偶者特別控除が配偶者控除と同額で適用を受けれるため、すでに実質的にパートの方の 103 万円の壁は崩壊していたはずでした。でも実際には大きな労働力の創出はされませんでした。なぜでしょうか？

それは **106 万円の壁、130 万円の壁が 103 万円の壁とはレベチで存在しているから**です。年収が 106 万円を超えると従業員 51 名以上の会社で社会保険の扶養が外れ（＝自身で社会保険等に加入）、年収 130 万円を超えると全ての会社で社会保険の扶養が外れます。

税金上の扶養が外れるタイミングでは配偶者の所得控除がなだらかに減っていくので、壁を超えた瞬間夫婦合計の手取り額が大きく減ることはないのですが、社会保険の扶養は外れた瞬間、社会保険料の負担が生じて手取り額が大きく減ります。ちなみに **130 万円を超えて減った手取り額を取り戻すには、151 万円位まで働かないと同じ手取り額になりません。感覚的には 21 万円はただ働きだと感じるかもしれません。**

106 万円の壁が存在する方にとっては 103 万円の壁が崩壊しても 3 万円後ろにメインの壁が存在するため、103 万円の壁崩壊に大した意味はありません。130 万円の壁が存在する方も、103 万円の壁突破時点では手取り額が減るわけではないので既に 130 万円をギリギリ超えない程度の労働時間で調整をしている方も多いです。その方にとっては 103 万円の壁が 123 万円に後退しても、すでにそこは無視しているため影響がありません。

結論を言いますと、**103 万円の壁を 123 万円に後退させたことは、働き方という視点からはほとんど意味はない**です。ただ近い将来 130 万円の壁がなくなり 106 万円の壁に一体化される可能性が高いので、「もう社会保険はあきらめて払って、しっかり働きなさい」というのが国からのメッセージでしょう。

働き方という視点からは意味はないのですが、税金計算上では基礎控除が 10 万円、給与所得控除が 10 万円増加したことにより、減税効果があります。税制改正大綱によると、この改正により 6~7 千億円程度の減税を見込んでいるようです。一方、防衛特別法人税（仮称）を創設することにより 5~8 千億円の増税を見込んでいます。令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度より年間 500 万円を超える部分の法人利益に対して 4%の法人税が課されます。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>